

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5(2023)年6月28日

船橋市長 殿



提出者

住所 千葉県船橋市高瀬町11番

氏名 京葉ユーティリティ株式会社

代表取締役社長 山崎 和寿

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-435-2261

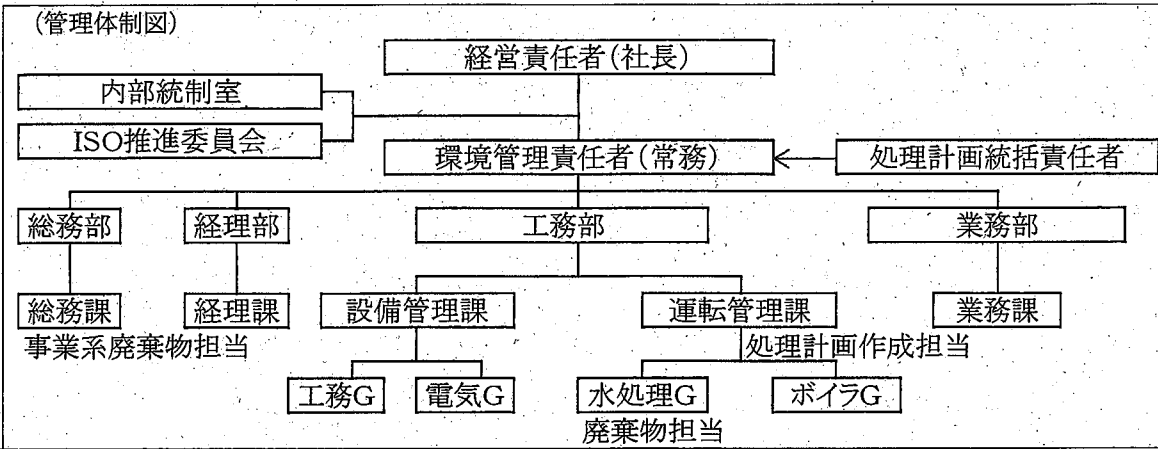
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	京葉ユーティリティ株式会社
事業場の所在地	船橋市高瀬町11番
計画期間	令和5(2023)年4月1日～令和6(2024)年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：電気・ガス・熱供給・水道 中分類：熱供給業 小分類：熱供給業
②事業の規模	前年度の売上高 31.36億円
③従業員数	43人（正社員30人、常勤役員3人、その他10人）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー、水処理設備で使用しているポンプ・ブロワ等機械類のオイル交換時に発生する廃油および処理プラントで発生した使用済み品（機械類など）を委託処理している。 ・事務所や管理棟で発生する廃プラスチック類や使用済み廃蛍光灯、廃乾電池を委託処理している。 ・京葉食品コンビナート共有地の側溝および排水処理設備の清掃で回収した枯葉等の木くず、土砂などの汚泥を委託処理している。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(令和4年度)実績】					
	産業廃棄物の種類	沈砂池汚泥	汚泥A	汚泥B	廃酸	廃油
	排出量	34.84 t	29,558 t	37,688.6 t	8.95 t	0.716 t
	産業廃棄物の種類	廃プラ類	汚泥	廃乾電池	安定混合廃棄物	金属・ガラス・陶器類くず・蛍光灯
	排出量	0.38 t	1.9 t	0.05 t	0.02 t	0 t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>H21年度から排水処理(B)を循環硝化脱窒型へ設備の改造を行い、余剰汚泥発生量を約30%削減している。</p> <p>H22年度から排水処理(A)、(B)共に凝集剤の変更及び添加方法の見直しを行い、凝集汚泥発生量を全体で約10%削減している。</p>					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	沈砂池汚泥	汚泥A	汚泥B	廃酸	廃油
	排出量	30.0t	32,500t	41,400t	8.0t	0.6t
	産業廃棄物の種類	廃プラ類	汚泥	廃乾電池	安定混合廃棄物	金属・ガラス・陶器類くず・蛍光灯
	排出量	1.0 t	1.5 t	0.05 t	0.02 t	0.3 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>汚泥Aは、沈砂池での汚泥回収率を可能な限り引き上げることで、後段の曝気槽BOD負荷を軽減させると共に余剰汚泥削減に繋がっていきます。</p>					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥について、沈砂池汚泥・汚泥A・汚泥Bに分別処理している。汚泥以外の産業廃棄物も、出来るだけ分別して不用品は積極的に処分するよう努める。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥以外の産業廃棄物は、廃プラ類・ガラスくず・金属くず等も出来るだけ分別して処分するよう努める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	沈砂池汚泥	汚泥A	汚泥B	廃酸	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	408.58 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃プラ類	汚泥	廃乾電池	安定混合廃棄物	金属・ガラス・陶器類くず・蛍光灯
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>汚泥Aについては、全量自社中間処理（脱水、乾燥）後、乾燥菌体肥料として再生利用している。昨年度から従業員による共有地の清掃活動を実施しています。</p>					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	沈砂池汚泥	汚泥A	汚泥B	廃酸	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	449.2 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃プラ類	汚泥	廃乾電池	安定混合廃棄物	金属・ガラス・陶器類くず・蛍光灯
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <p>引き続き汚泥Aを自社設備にて中間処理して、全量乾燥菌体肥料として再生利用して行く。共有地の清掃を従業員の手で毎月実施し綺麗な状態を保ちます。</p>					
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	沈砂池汚泥	汚泥A	汚泥B	廃酸	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	29,149.42 t	33,717.45 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	廃プラ類	汚泥	廃乾電池	安定混合廃棄物	金属・ガラス・陶器類くず・蛍光灯
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>汚泥Aは、全量を脱水処理し更に乾燥させ98%以上を減量している。</p> <p>汚泥Bは、活性微生物製剤添加型硝化脱窒処理にて約26%を減量し、その後脱水処理にて更に約90%程度減量している。</p>					

		【目標】						
		産業廃棄物の種類	沈砂池汚泥	汚泥A	汚泥B	廃酸	廃油	
②計画	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0t	32,050.8t	37,037.8t	0t	0t	0t	
			産業廃棄物の種類	廃プラ類	汚泥	廃乾電池	安定混合廃棄物	金属・ガラス・陶器類くず・蛍光灯
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>汚泥Aは、乾燥機は安定した自由度の高い汚泥乾燥が可能となっています。従って、より効率的で計画的な処理を目指していきます。</p> <p>汚泥Bについては、脱水ケーキ含水率低減への取組を継続して行う。</p>							
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項								
		【前年度(令和4年度)実績】						
		産業廃棄物の種類	沈砂池汚泥	汚泥A	汚泥B	廃酸	廃油	
①現状	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
			産業廃棄物の種類	廃プラ類	汚泥	廃乾電池	安定混合廃棄物	金属・ガラス・陶器類くず・蛍光灯
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
	<p>(これまで実施した取組)</p> <p>これまで、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことは無い。</p>							
		【目標】						
		産業廃棄物の種類	沈砂池汚泥	汚泥A	汚泥B	廃酸	廃油	
②計画	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
			産業廃棄物の種類	廃プラ類	汚泥	廃乾電池	安定混合廃棄物	金属・ガラス・陶器類くず・蛍光灯
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今後についても、埋立処分又は海洋投入処分の予定は無い。</p>							

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】					
産業廃棄物の種類	沈砂池汚泥	汚泥A	汚泥B	廃酸	廃油
全処理委託量	34.84 t	0 t	3,971.15 t	8.95 t	0.716 t
優良認定処理業者への処理委託量	34.84 t	0 t	0 t	0 t	0.032 t
再生利用業者への処理委託量	34.84 t	0 t	3,971.15 t	8.95 t	0.716 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	579.86 t	0 t	0 t
産業廃棄物の種類	廃プラ類	汚泥	廃乾電池	安定混合廃棄物	金属・ガラス・陶器類くず・蛍光灯
全処理委託量	0.38 t	1.9 t	0.05 t	0.02 t	0 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.03 t	0 t	0.05 t	0.02 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	0.38 t	1.9 t	0.05 t	0.02 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0.05 t	0 t	0 t
<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>平成27年度からは焼成セメントリサイクル処理の委託先を追加している。</p> <p>汚泥Aは、今までと同様、委託処理に頼ること無く乾燥菌体肥料として自社処理再生利用している。</p> <p>汚泥Bは、含水率低減の取り組み強化を平成25年度から実施しており、一定の結果を残しています。</p> <p>廃油は設備で使用するポンプ、ブロワ、コンプレッサなど回転機の保全活動でやむを得ず発生するもの。</p> <p>廃プラスチック類、廃蛍光灯、混合廃棄物についても事業活動に伴い必要最小限やむを得ず発生するもの。</p> <p>共有地については、従業員による定期的な清掃活動を行っている。</p>					

① 現状

【目標】		産業廃棄物の種類	沈砂池汚泥	汚泥A	汚泥B	廃酸	廃油
		全処理委託量	30 t	0 t	4,362.2 t	8.0 t	0.6 t
②計画	優良認定処理業者への処理委託量	30 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	再生利用業者への処理委託量	30 t	0 t	4,362.2 t	8.0 t	0.6 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	420 t	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類	廃プラ類	汚泥	廃乾電池	安定混合廃棄物	金属・ガラス・陶器類 くず・蛍光灯	
全処理委託量	1.0 t	1.5 t	0.05 t	0.02 t	0.3 t		
②計画	優良認定処理業者への処理委託量	0.1 t	0 t	0.05 t	0.02 t	0.3 t	
	再生利用業者への処理委託量	0.9 t	1.5 t	0.05 t	0.02 t	0.3 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0.05 t	0 t	0 t	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>汚泥Aは、引き続き全量乾燥菌体肥料として再生利用を安定的に行う。</p> <p>汚泥Bの処理委託先として、新たな優良認定処理業者や熱回収業者との取引の検討を進めると共に、堆肥化処理の委託比率を適正化して更にリスク分散を図りたい。</p> <p>共有地については、従業員による清掃活動を毎月実施し綺麗な状態を保つことで、当該清掃業務の委託に伴う廃棄物の発生を抑制します。</p>							
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことにより減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5(2023)年6月28日

船橋市長 殿



提出者

住所 千葉県船橋市高瀬町11番

氏名 京葉ユーティリティ株式会社

代表取締役社長 山崎 和寿

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

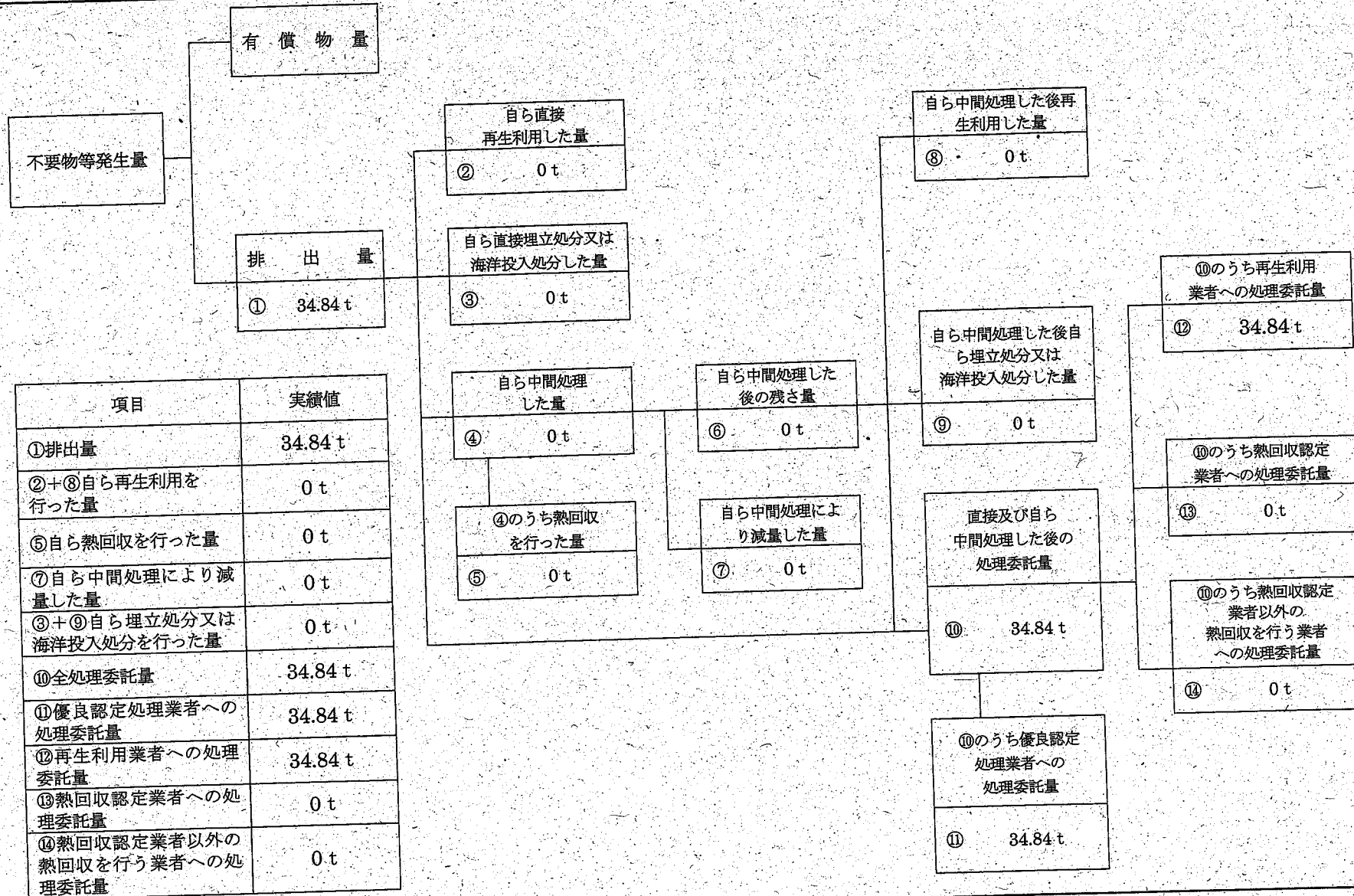
電話番号 047-435-2261

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4(2022)年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	京葉ユーティリティ株式会社		
事業場の所在地	船橋市高瀬町11番		
事業の種類	大分類：電気・ガス・熱供給・水道 中分類：熱供給業 小分類：熱供給業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4(2022)年4月1日～令和5(2023)年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	67,862.2 t	全処理委託量	4,102.7 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	438.1 t	優良認定処理業者への処理委託量	61.60 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	4,102.7 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	63,321.4 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	800.05 t
※事務処理欄			

計画の実施状況

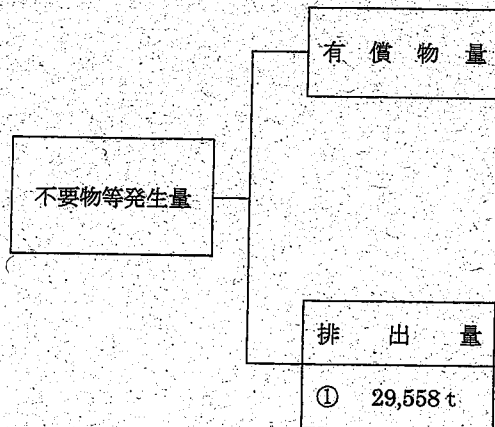
(産業廃棄物の種類：スクリーン・沈砂池汚泥)



項目	実績値
①排出量	34.84 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	34.84 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	34.84 t
⑫再生利用業者への処理委託量	34.84 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：汚泥A)



自ら直接再生利用した量
② 0 t

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量
③ 0 t

自ら中間処理した量
④ 29,558 t

④のうち熱回収を行った量
⑤ 0 t

自ら中間処理した後の残さ量
⑥ 408.58 t

自ら中間処理により減量した量
⑦ 29,149.42 t

自ら中間処理した後再生利用した量
⑧ 408.58 t

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
⑨ 0 t

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量
⑩ 0 t

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量
⑪ 0 t

⑩のうち再生利用業者への処理委託量
⑫ 0 t

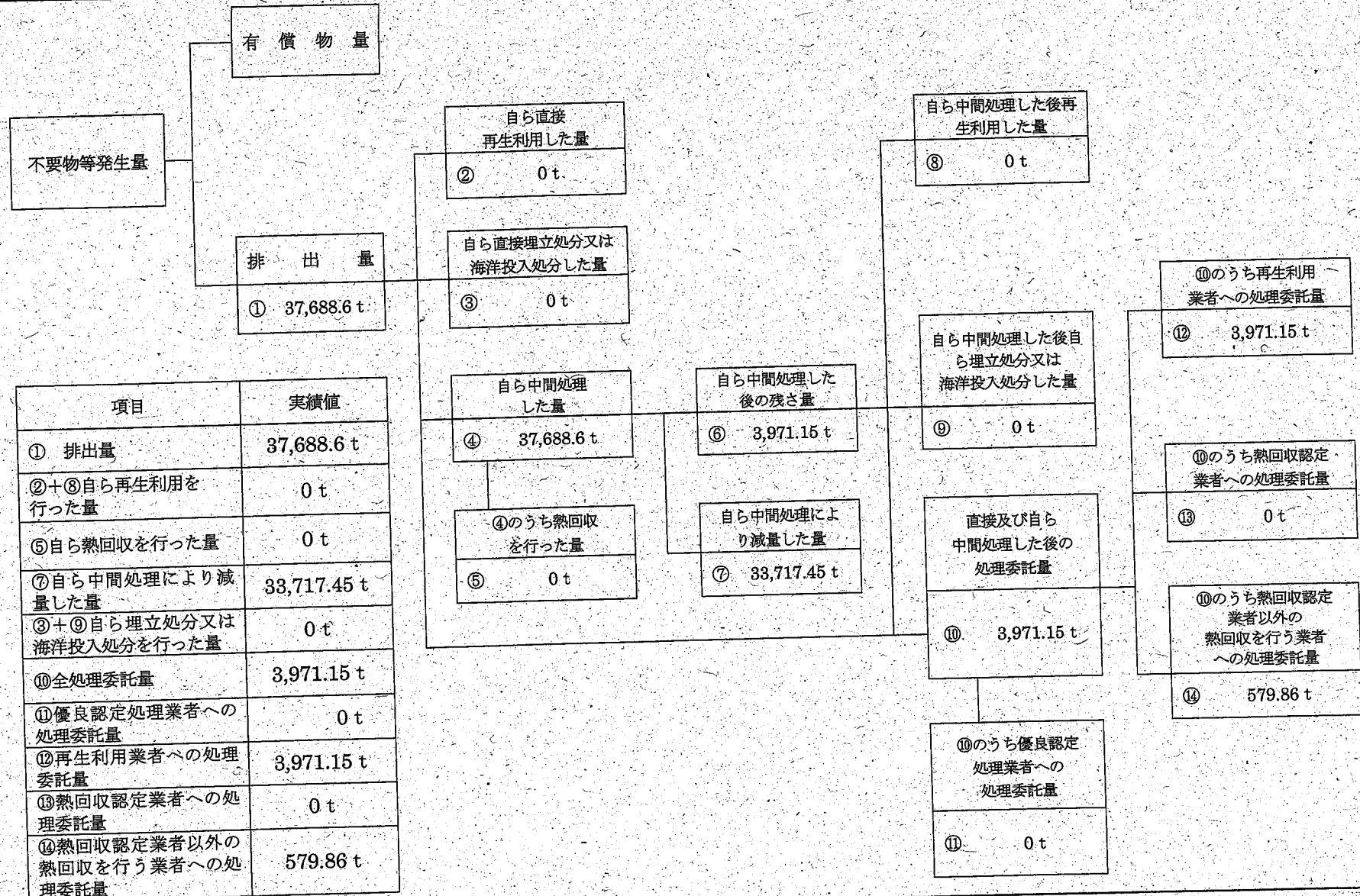
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑬ 0 t

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
⑭ 0 t

項目	実績値
① 排出量	29,558 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	408.58 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	29,149.42 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：汚泥B)



項目	実績値
① 排出量	37,688.6 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	33,717.45 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	3,971.15 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	3,971.15 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	579.86 t

計画の実施状況

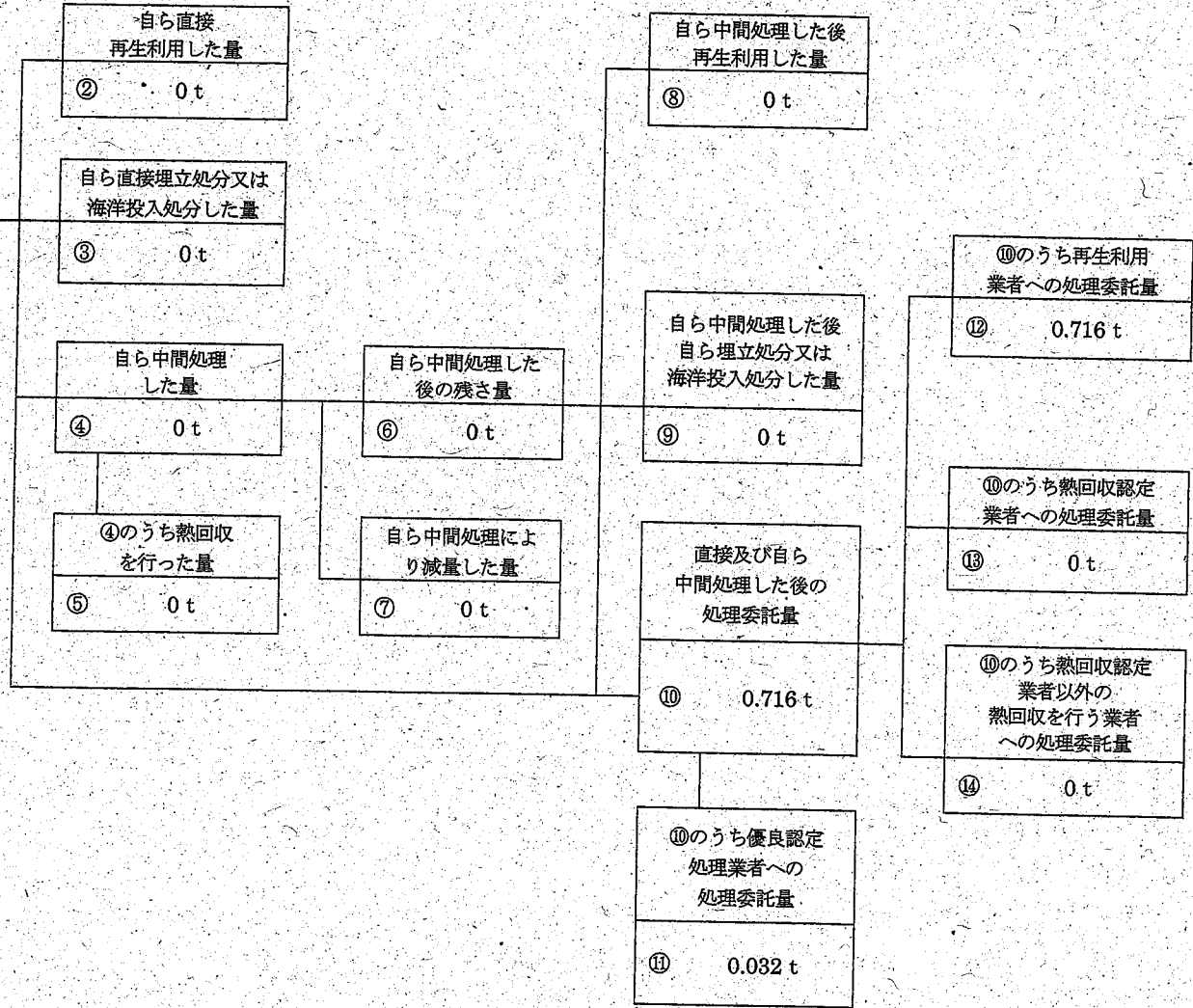
(産業廃棄物の種類：廃油)

不要物等発生量

有償物量

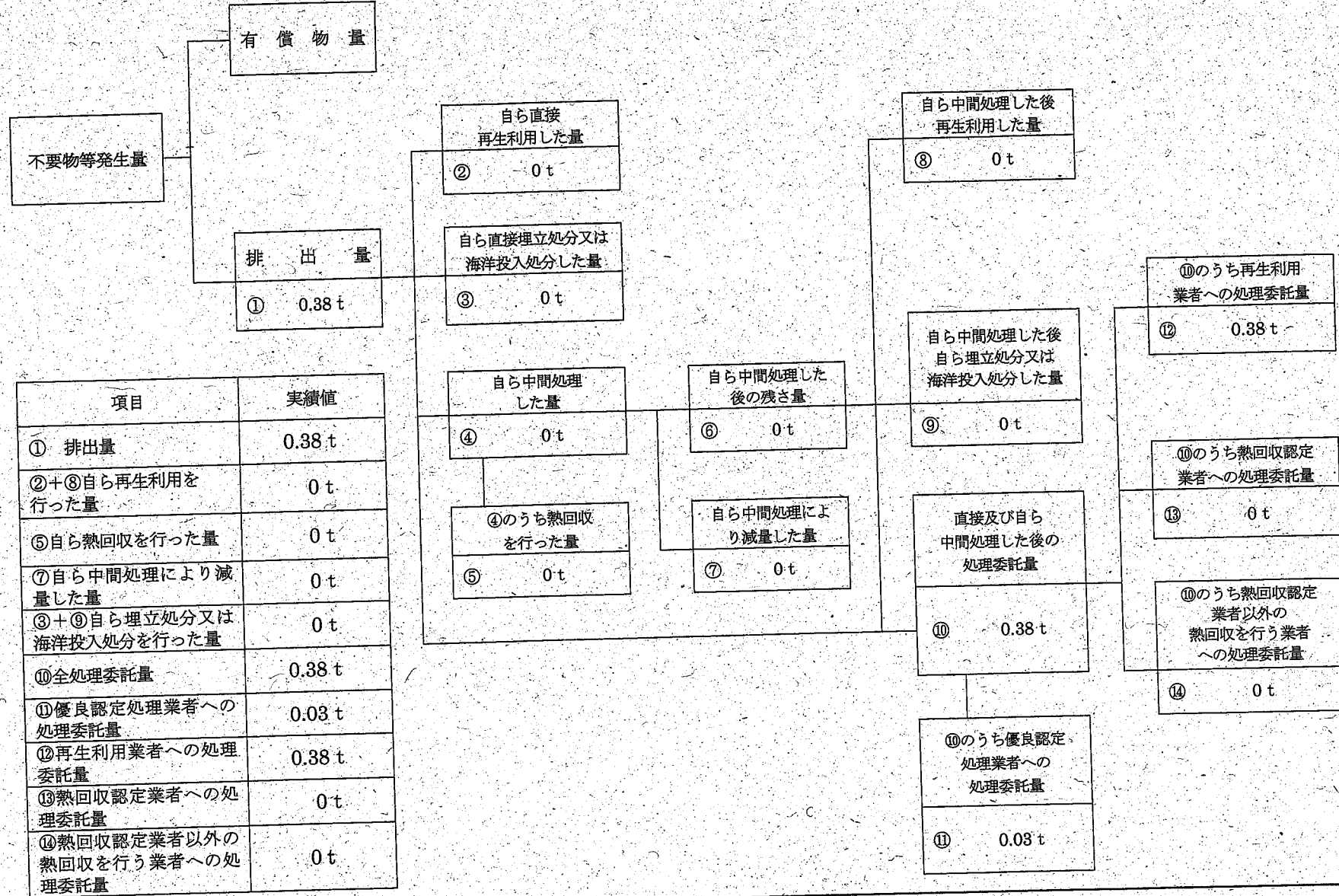
排出量

項目	実績値
①排出量	0.716 t
②+③自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	0.716 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.032 t
⑫再生利用者への処理委託量	0.716 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t



計画の実施状況

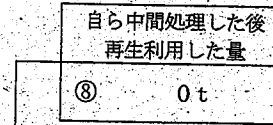
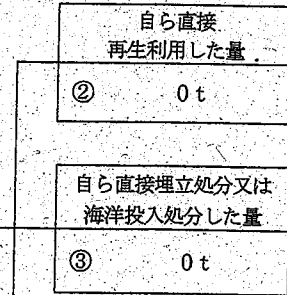
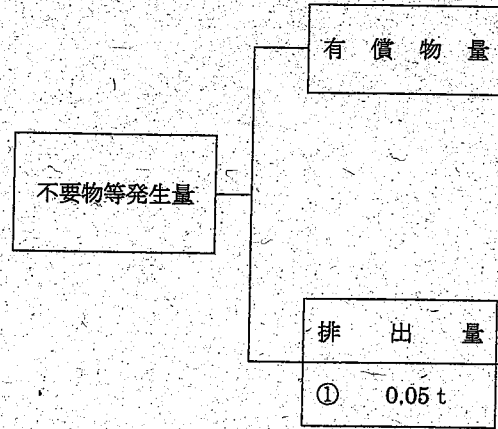
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



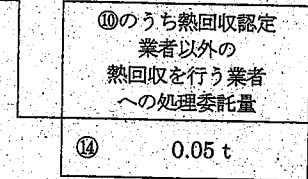
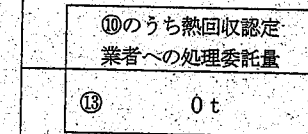
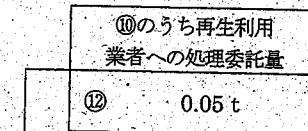
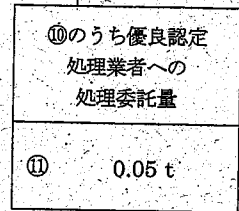
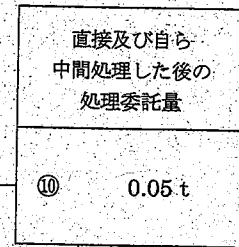
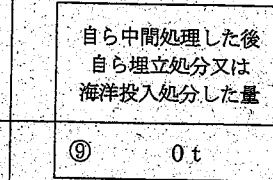
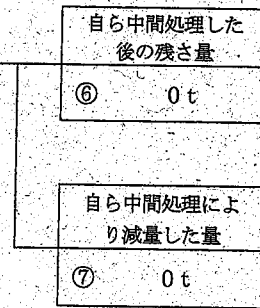
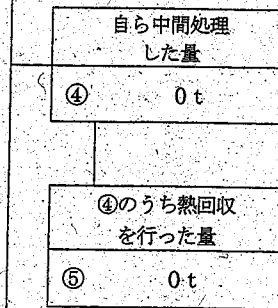
項目	実績値
① 排出量	0.38 t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0 t
⑤ 自ら熱回収を行った量	0 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩ 全処理委託量	0.38 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0.03 t
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0.38 t
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：廃乾電池)

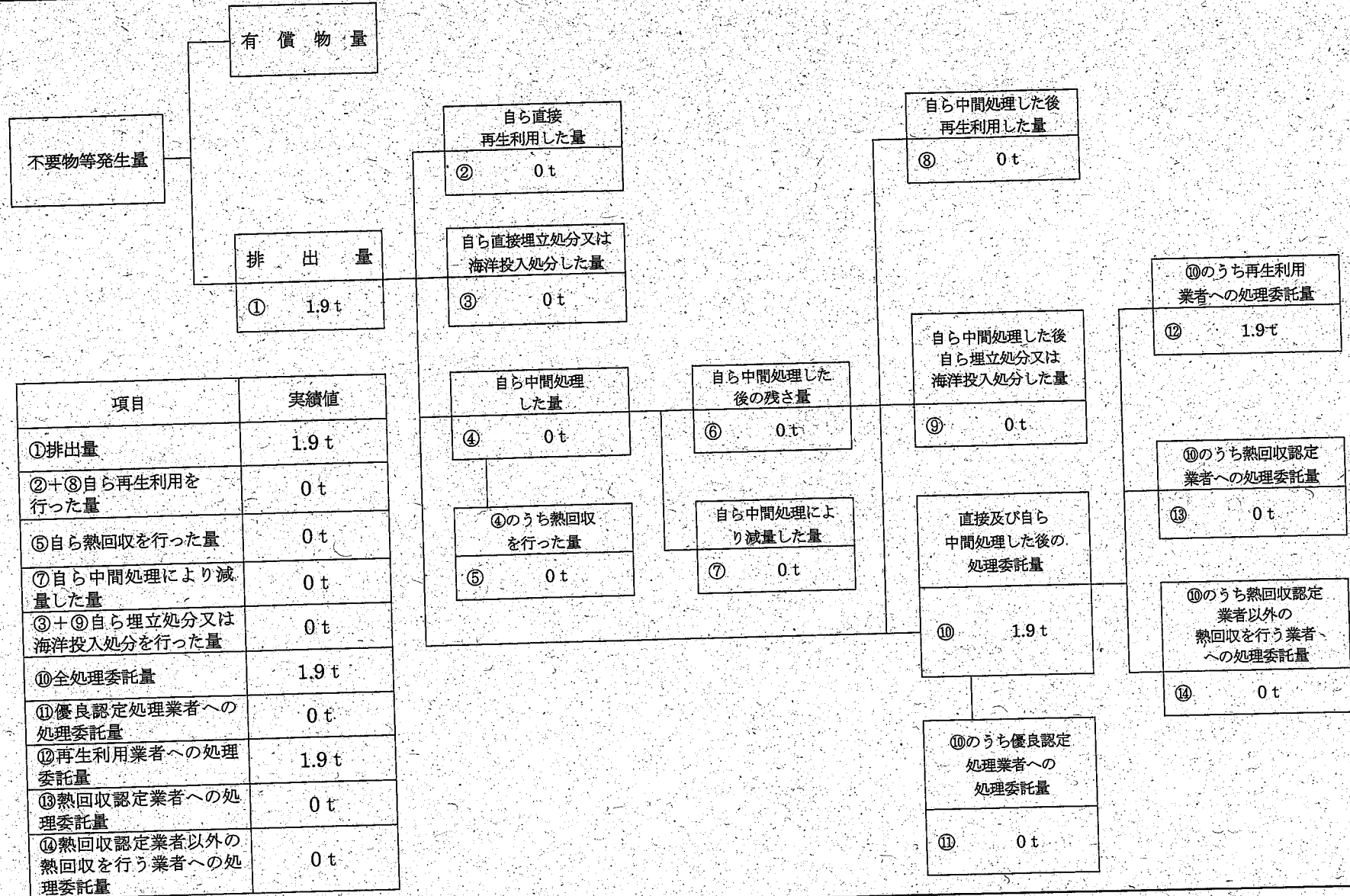


項目	実績値
①排出量	0.05 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	0.05 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.05 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.05 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.05 t



計画の実施状況

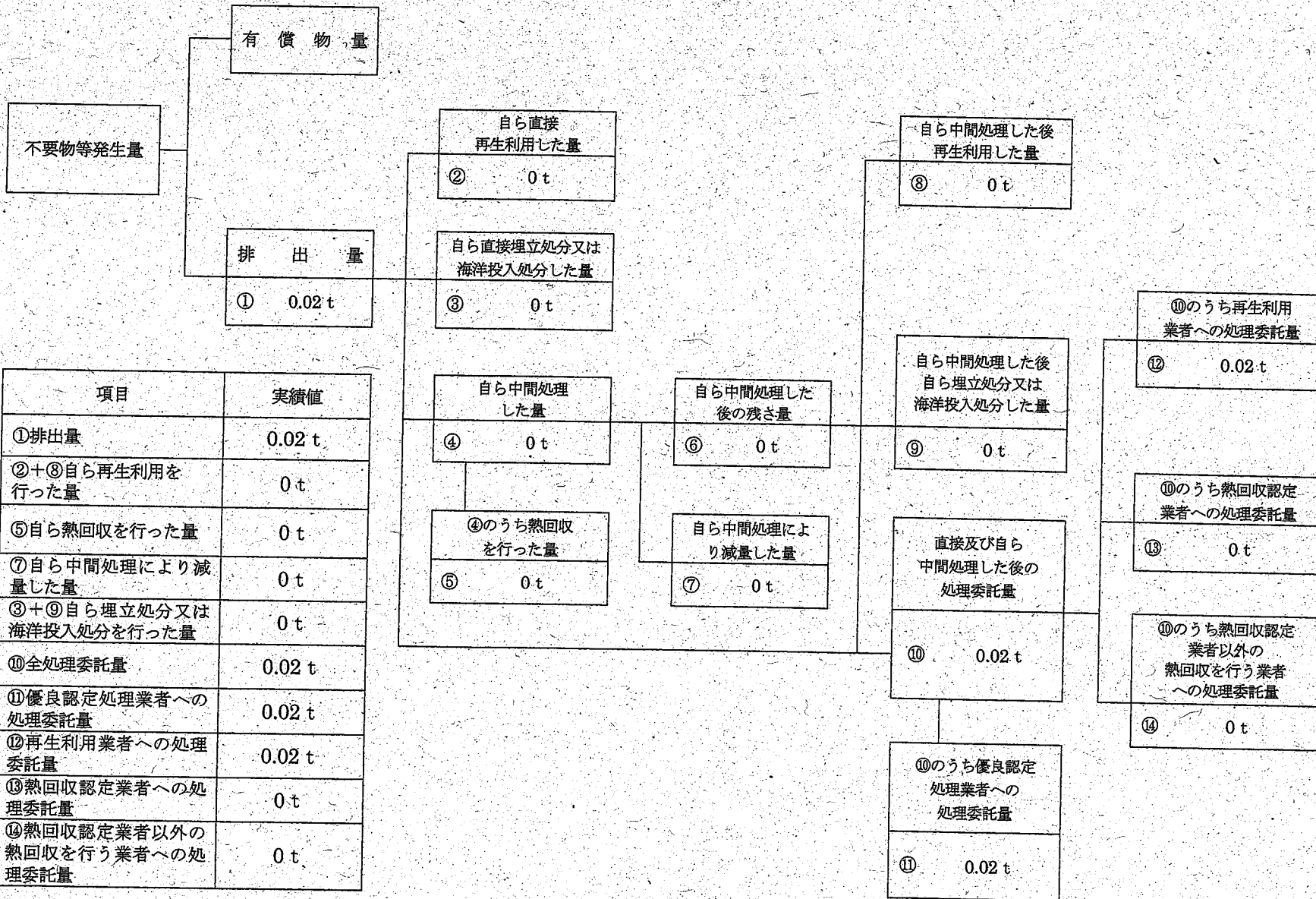
(産業廃棄物の種類：汚泥)



項目	実績値
①排出量	1.9 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	1.9 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	1.9 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

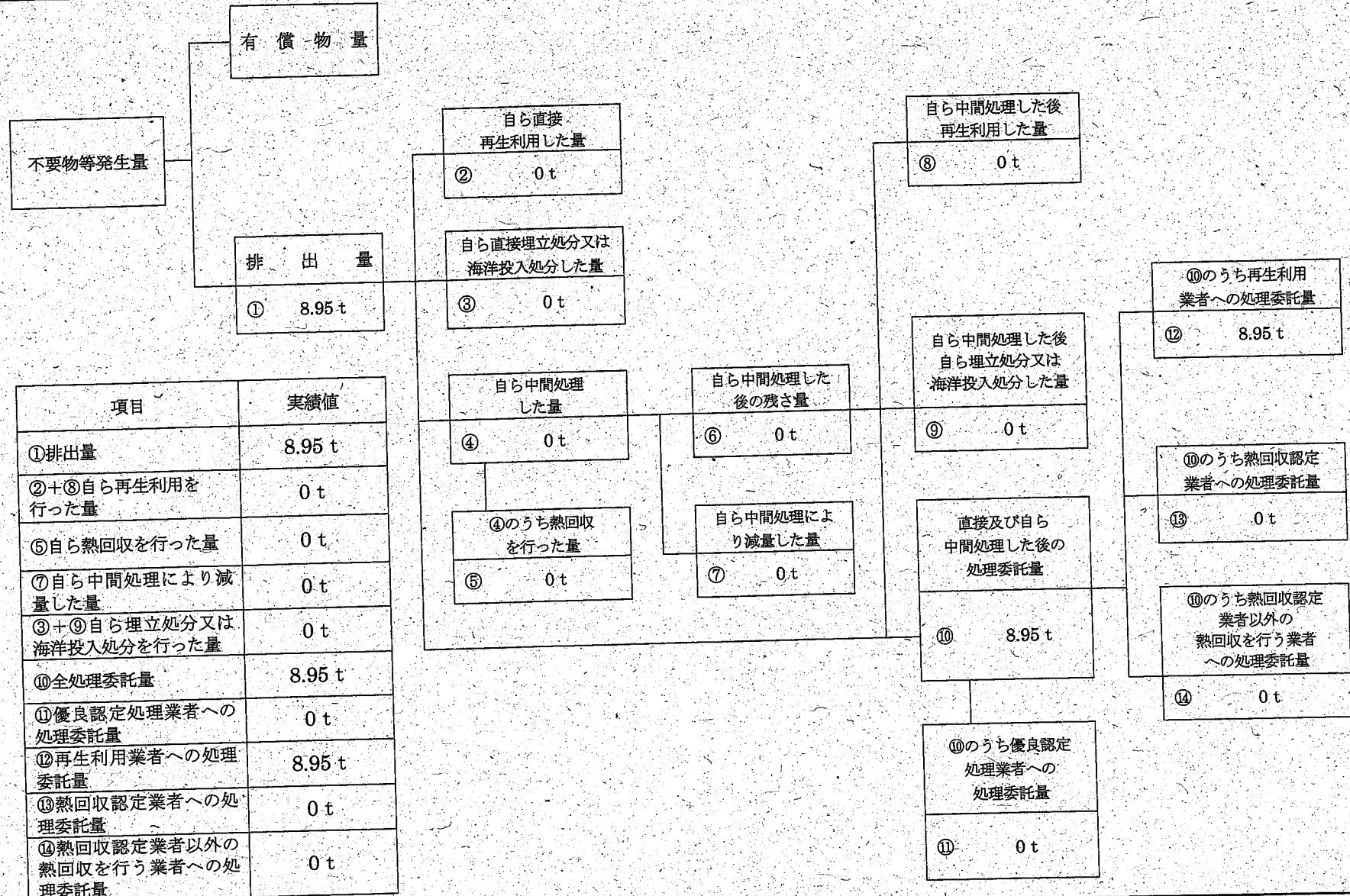
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：安定型混合廃棄物)



計画の実施状況

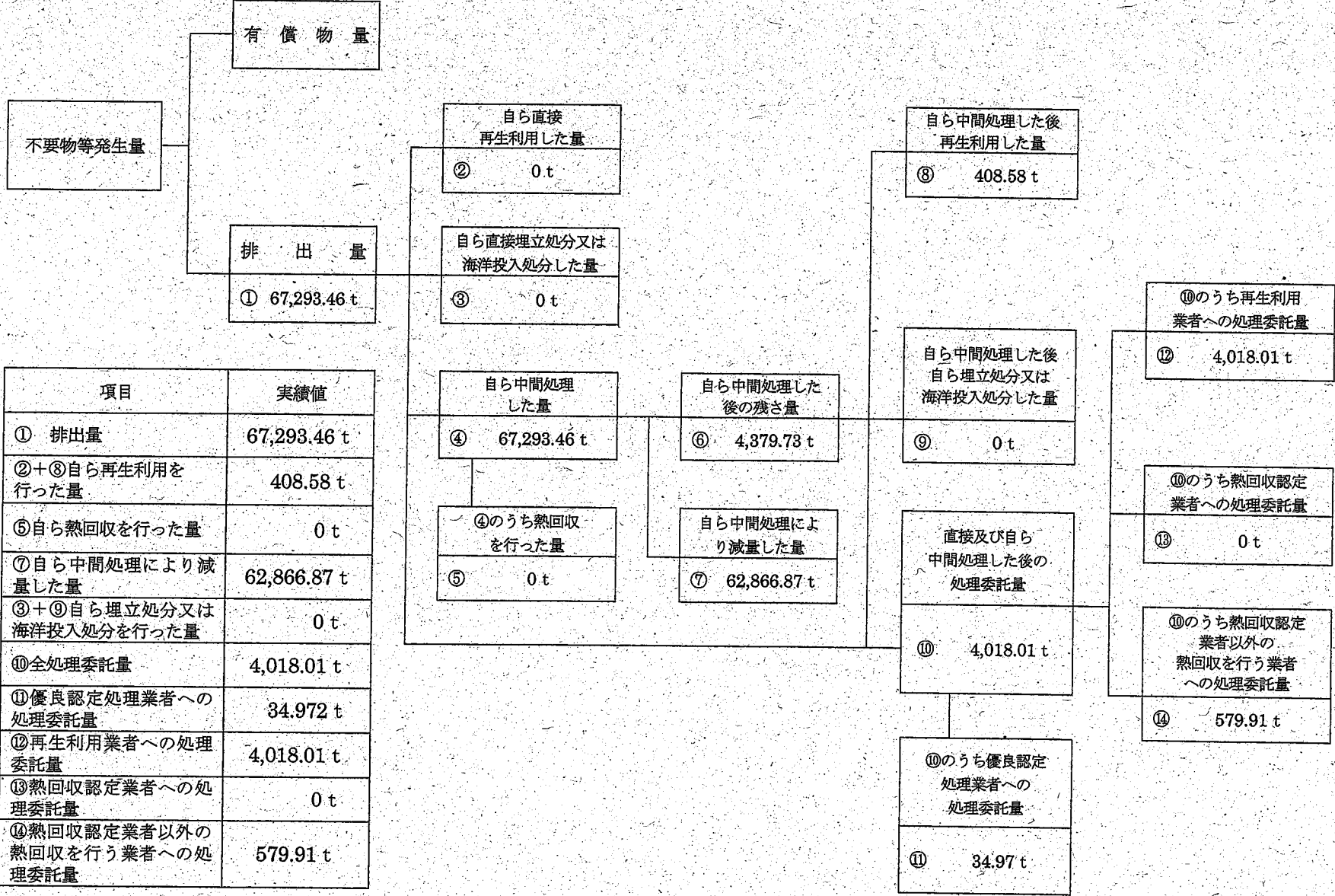
(産業廃棄物の種類：廃酸)



項目	実績値
①排出量	8.95 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0 t
⑥自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	8.95 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	8.95 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 産業廃棄物全体)



項目	実績値
① 排出量	67,293.46 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	408.58 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	62,866.87 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	4,018.01 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	34.972 t
⑫再生利用者への処理委託量	4,018.01 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	579.91 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。